

事例研究～中国ビジネス法務

北京市大地律師事務所 / 日本部
パートナー弁護士 法学博士 熊琳



第135回 中国の裁判所が企業案件審判に関する白書を発行 弁護士を雇いコンプライアンス管理強化を

上海市第二中級人民法院（以下「上海二中院」という）は、2018年9月28日に「2013～2017年企業決議案件審判白書」（以下「白書」という）を公表し、会社決議類の紛争案件（会社の株主会決議の有効性に関するものなど）について司法機関としての見解を複数示しました。また、法律に関する社内学習を自主的に強化し、弁護士のサポートを受けて会社の各種の活動を規範化すべきであるという点も指摘されています。このような観点は、日系企業が中国で経営活動を展開する上で重要な参考価値を持つと思われるため、今回はこれについて解説いたします。

◇現地日系合弁企業の決議内容の瑕疵（かし）により株主間で紛争を招いたケース

日本のA社と中国の国有企業であるB社は、60%：40%の出資比率で日中合弁企業のC社を設立した。C社の事業規模を拡大するため、A社より生産ラインの新設を提案したところ、B社から反対意見が提示されることはなかったが、双方でこれに関する董事会決議も特に行われなかった。その後、A社は提案通りC社に生産ライン設備を販売し、その設置を完了した。

後になり、C社の製品の市場販売価格が市場変動の影響で突然急落し、新生産ラインの投入はC社に深刻な欠損をもたらすことになった。するとB社は、生産ラインの新設はA社が勝手に決定したもので、A社は関連者関係を利用してC社に設備を販売し利益を得ている一方、B社は利益の損害を受けたとして、C社の損失をA社が全て負担すべきであると主張しはじめた。この紛争は最終的に訴訟に持ち込まれ、本件に関する董事会決議がなされていないことにより、訴訟の初期においてはA社が不利となった。その後弁護士のサポートのもと、A社よりB社とのやりとり・連絡メール等を裁判所に提出した結果、B社の主張が成立しないことが証明された。

◇「白書」の見解と企業への提案

上海二中院は、近年の数多くの会社関連紛争案件を審理した経験を総括した上で、会社決議によく見られる瑕疵として、以下のものがあると述べています。

1. 手続き上の瑕疵：
 - (1) 法律や会社定款の規定の通りに会議を招集していない。
 - (2) 会議通知を送付していないか、会議の性質を明らかにしていない。
 - (3) 法律や会社定款の規定の通りに会議を開催していない。
2. 決議内容の瑕疵（主なもの）：
 - (1) 株主会議で、会社に関係しない事項を取り扱っている。
 - (2) 会社資産をもって新旧株主間での持ち分譲渡代金とすることを決議している。
 - (3) 出資関係や対価なしに、会社資産が大株主に帰属することを決議している。
 - (4) 株主の持分に対して不当な制限を与えることを決議している。
 - (5) 会社定款を修正し、株主の資格を不当に剥奪する規定を設けることを決議している。
3. 決議の形式で会社の重大事項を決定するにあたり、会社決議を行っていない。
4. 会社決議の瑕疵により会社と株主間や株主同士における各種の紛争が生じており、派生した案件数が多い上、相互に関連性があり、長期にわたり解決が困難となっている。

こうした紛争の発生を減らすため、上海二中院では次のように提案しています。

1. 会社、株主、高級管理職は、「会社法」などの法律学習を強化し、会社決議の手続きに関する要求を厳守して履行し、法律規定の権限範囲内で会社決議を行う。
2. 会社は法律の規定に基づき、あらかじめ企業の統治構造を整備しておき、株主の出資不履行、資金持ち逃げなどの違法行為を防止する。
3. 会社は会社定款の効力を重視し、株主間のコーポレートガバナンスに関する約定をなるべく会社定款中に盛り込むようにし、これを会社の運営において厳格に適用する。
4. 法律事務所などの法律専門サービス機関に依頼し、会社の決議プロセスについて指導を受ける（案件の処理結果から、法律事務所の指導を受けた企業の決議は比較的質が高いことがわかっている）。

◇日系企業へのアドバイス

上海二中院による見解と提案は、会社決議類の紛争案件に特化したものですが、実際にはその他各種の会社関連紛争案件にも適用が可能なもので、汎用（はんよう）性があります。中国政府が法治強化を唱える中、立法、司法および法執行のレベルや精度が向上し、現法の経営過程における法律事務は、今後より複雑なものとなる傾向にあります。このため、法律事務所などの専門機関のサポートを十分に活用し、対応していくことがますます重要となるでしょう。

泰和新材、アラミド繊維増産へ=12億元投資—山東省

22日付の中国紙、上海証券報（47面）によると、深セン証券取引所中小企業ボードに上場する繊維メーカー、煙台泰和新材料（山東省煙台市）は需要増に対応し、消防服や軍服向けメタ系アラミド繊維の生産規模を拡大する方針だ。

投資額は12億元で、地元の傘下工場に製造ライン6系統を導入する。増産分は年8000トン。来月末に着工し、2020年第3四半期に全面稼働の予定。

同社は先端設備を導入する一方、老朽化した設備を廃棄する。これにより、同社のメタ系アラミド繊維の年産規模は1万2000トンに増強され、世界首位の米デュボン（年産2万トン）との差が縮まる見込み。

泰和新材はまた、もう一つの中核製品、ポリウレタン弾性繊維を増産する。本社工場と寧夏工場（寧夏回族自治区）に計14億5000万元を投じ、先端設備を導入する。（上海時事）

《四川・中西部》

力帆のFCV開発、成功しない恐れも=上海証取に回答

自動車と二輪車の製造会社で、上海証券取引所上場の力帆実業（重慶市）は22日、先に発表した燃料電池車（FCV）の開発・製造事業計画について、成功に達しない恐れがあることを明らかにした。力帆が先に発表した同計画について、同証取からリスクについて十分な説明を求められたため、このほど回答した。

力帆は15日、FCV開発の専門会社、武漢泰歌水素エネルギー汽車（武漢泰歌）と資源開発会社の重慶地大工業技術研究院（重慶地大）の2社と、FCVの共同開発に乗り出すと発表した。

しかし、力帆によると同社のFCV開発はまだ初期段階。今後も技術面や水素供給施設の不足などの制約のため、製品を市場に投入できるかどうか、不確実な点が残っているという。

また、重慶地大は予定していた出資を完了しておらず、武漢泰歌の燃料電池システムは、採用例は少数にとどまり、まだ開発段階にあるという。

力帆の2018年決算は、特別利益などを除くと純損益が20億4300万元の赤字。同社は自社の業績に関するリスクにも着目するよう求めた。（時事）